

	御意見の概要	御意見に対する厚生労働省・経済産業省・環境省の考え方
1	非常に複雑です。 混乱が予想されます。 仮に所管省庁の不都合で確認が受けられなかった場合、速やかに救済を受ける方法はあるのでしょうか。	今回お知らせする用途追加等に関する手続は、確認を受けた製造・輸入者が、その年度内に、確認を受けた用途以外の用途で当該新規化学物質の製造・輸入を行う事が必要になった場合の手続等についてご案内するものです。ご質問いただいた事態が起きることのないような適切な処理には、事業者の皆様適切な申出を行っていただく必要があります。事業者の皆様適切な申出を行っていただけるように更にQA等を整備し、引き続きわかりやすい情報提供に努めてまいります。
2	該当箇所:2-1(2)1と2-1(3)  追加用途のうち最大の排出係数が、既に確認を受けた用途の排出係数より大きい場合の考え方の確認  例えば、塗料又はコーティング剤(115、係数0.01)として1000kgの確認を受け、これにインキ又は複写用薬剤(116、係数0.1)を追加すると申出数量は100kgとしなければならず、かつこの申出を行うまでに100kg以上の製造を行ってはいならないとの理解で良いか。また、製造数量を確保するためには同時に900kgの追加申出を行い、個社上限値の1000kgとしなければならぬとの理解で良いか。なお、単純化のために競合する申出はないものとして考える。	ご指摘のケースについては、基本的な考え方はご理解のとおりです。ただし、この場合については、申出数量の個社上限値を超えないように、製造数量の追加申出ができるのは用途追加の申出を行って製造数量が削減された後になります。
2	該当箇所:2-1(2)1と2-1(3)  塗料又はコーティング剤(115、係数0.01)として1000kgの確認を受け、これにインキ又は複写用薬剤(116、係数0.1)の追加を考えているが、既に500kgの製造を行っている場合の手続きの確認  この場合は用途の追加はできないのか。あるいは追加の手続きを行うことで製造済み500kgのうち400kgは塗料又はコーティング剤専用品として使用し、100kg分はインキ又は複写用薬剤にも使用できるか。また、同時に500kg分の申出を行えば両用途に使用可能な数量が確認されるか。なお、単純化のために競合する申出はないものとして考える。	ご指摘のケースでは、既に製造した量(500kg)が、確認を受けている環境排出量(10kg)を追加用途の排出係数(0.1)で割った製造量(100kg)を超えているため、用途の追加手続はできません。また、既に確認を受けた用途向けに製造した分を、後から新たな用途向けに振り分けることもできません。 なお、ご指摘のケースの場合、既に1000kgの確認を受けているため、500kgの申出はできません。(化審法第3条第2項)
3	申請システムで届出書を作る際の最下部に、前年度の用途番号が複数記載できるようなフォーマットになっているが、一物質一用途ごとの提出、前年の実績は同じ用途番号のもののみと聞いている。本年においても、用途番号の書式が変わるために継続の場合は継続と届出するが、前年の用途番号の記載は不要と回答いただいた。つまり、複数の用途番号を記載するシチュエーションが想定できない。誤って記載することがないよう、この記入欄は適切な形に訂正いただきたい。	原則として一物質一用途の申出としておりますが、複数の用途が想定される場合であり、なおかつ用途ごとの使用量を予測できない場合には、複数の用途を併記した申出を行うことを可能としています。そのため、そのような場合に対応できるフォーマットとしています。
4	用途の条件が付されている新規化学物質の場合についても2-2の手続きにより申出の一部取下げができる方法の追加を希望いたします。2-1の手続きで、既に確認を受けた用途の排出係数より大きい場合の用途追加において、用途を追加したくても、追加する用途により製造・輸入できる数量がほぼない状態になることがあります。 例えば、輸出用のものとして1000kg届出した新規化学物質に、排出係数1の用途を追加したい場合には、2-1の手続きでは追加の申出数量は最大で1kgとなります。このような時、もし国内で環境排出量の上限(1t)にあまりがあるのであれば、自社の届出を取り下げられるような仕組みにして頂きたいです。	ご指摘の事例では、確認を受けている排出量は1kgになるため、既に輸出した量が1kg以下であれば、排出係数が1の用途を追加する手続が可能となります。この場合、新たに認められる製造・輸入数量が減少しますので、国内で環境排出量の上限に余りがある限り、個社1トンに達するまで別途申出することができます。ただし、この場合については、申出数量の個社上限値を超えないように、製造数量の追加申出ができるのは、用途追加の申出を行って製造数量が削減された後になります。
5	2-1.(1)において「既に確認を受けた環境排出量を追加用途の排出係数で割った製造・輸入数量より小さいか同じ場合にのみ手続き可能」とされています。  すると、例えば塗料又はコーティング剤(115、係数0.01)として1000kgの確認を受け、これにインキ又は複写用薬剤(116、係数0.1)の追加を考えているが、既に500kgの製造を行っているとき手続きは取れないことになり、事業機会の損失になります。  よって、機会損失の解消のため、2-3として以下の追記をお願いします。  2-3.用途の条件が付されている新規化学物質の場合であって既に製造・輸入が行われている場合 (1)手続きの要件 確認を受けた環境排出量から実際に製造・輸入した量に対する環境排出量を引いた環境排出量を追加用途の排出係数で割った製造・輸入数量より小さい場合若しくは当該製造・輸入数量と同じ場合に限り、申出の一部取下げ手続を行った上で、新たに得た用途証明書を添付した申出を行うことができます。 (2)手続きの方法 追加用途のうち最大の排出係数が、既に確認を受けた用途の排出係数より大きいかつ実際に製造・輸入した量がある場合は、既に確認を受けた環境排出量から実際に製造・輸入した量に対する環境排出量を引いた環境排出量を追加用途のうち最大の排出係数で除して算出される数量を申出数量として記入してください。 また、合わせて下記の書類を経済産業省化学物質安全室へ郵送又は持参してください。 ・元の申出の一部取下げ願 ・返信用封筒	既に確認を受けた申出に用途を追加する場合、1つの申出に複数の用途を記載した申出として扱われるため、その最大の排出係数を環境排出量の算出のために用いることとなります。ご指摘のような問題を避けたい場合は、極力実際の需要に合わせて、必要な数量をその都度申し出るようにしてください。
6	申出の際には(他の申請・届出の際でもあるが)、用途証明書もしくは別の書類において、法人番号の記載を行わせるようにしていただきたいと考える。 そうすれば、財務省・国税庁、地方公共団体や捜査機関、あるいはオンブズマン的な活動を行う様な市民にとって便利であり、また法人番号がある事による事業者の存在にかかる公正性が確保されるはずである。 申請・届出・申出等の際には、法人においてはその法人番号を書類に付す事を必須としていただきたいが、本件は輸出入も関わるものであってその不提出は問題あるものとなるものであるから、是非を問うまでもなく(是、しか出ないはずであるが。…そのはずであろう?)、法人番号の提出を行わせるようにされたい。 (なお、本件の様な追加での手続きだけでなく、最初から、法人番号の提出が行われるべきであると考え。)	平成30年7月の省令改正により、平成31年度以降の申出に係る申出様式において法人番号の記載を求めています。
	意見は以上である。	